# 墨田区インターンシップ募集要項

令和８年度墨田区インターンシップの募集要項は以下のとおりです。

## １　目的

就業体験を通して、自治体行政への関心を高め、墨田区政に対する理解を深めていただくことを目的とします。

## ２　実施期間と実施日数等

⑴　実施期間は主に８月とします。
⑵　実施日数は原則３日以上５日以内とします。
⑶　実習時間は、原則として墨田区の執務時間内で、受入所属の業務内容その他の事情を踏まえ、墨田区が指定する時間とします。

## ３　実習内容

別紙「R8 墨田区インターンシップ受入所属一覧」を参照してください。

## ４　実習場所

墨田区役所庁舎または各事業所等

## ５　実習対象者

⑴　大学生
⑵　大学院生
⑶　短期大学生
⑷　専門学校生
⑸　高等専門学校生
⑹　高校生（工業系の専門学科の学生に限る）

## ６　手続の流れ

| | |
|---|---|
| （１）申込書の提出<br>＜令和８年６月１７日～７月３日午後５時＞ | ・　墨田区電子申請サービス（以下「LoGo フォーム」））で、学生様ご本人から墨田区へ申込みを行ってください。<br>https://logoform.jp/form/DnDq/1540998<br>※**申込の受付は、令和８年７月３日（金）午後５時まで**です。<br>・　申込期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、申込時に入力いただいたメールアドレスあてに「送信完了メール」が送信されます。<br>・　メールが届かない場合は、申込期間中に必ず職員課までご連絡ください。<br>・　実習参加にあたり、「傷害保険」及び「賠償責任保険」への加入が必須とします。申込時に保険の加入有無について、確認をし、必要に応じて、加入していることを証明する書面（加入者証等）の写しを提出していただく場合があります。<br>・　実習参加に際し、健康面、障害その他の事情により配慮を要する場合は、申込時にその旨を申し出るものとします。 |
| （２）受入結果の通知<br>＜７月中旬ごろ＞ | ・　墨田区側を調整後、受入結果通知を申請時に入力いただいたメールアドレスあてにメール送付します。 |

| | |
|---|---|
| | ・　７月中旬ごろを過ぎても受入結果の通知が確認できない場合は、職員課へ連絡してください。<br>・　応募者多数その他の事情により、希望する実習先又は希望する日程にそえない場合があります。<br>・　インターンシップへの参加の可否は、その後の採用選考とは関係ありません。 |
| （３）誓約書の提出 | ・　受入れが決定した学生様から墨田区へ、LoGo フォームで誓約書を提出いただきます（様式は本区指定）。<br>・　受入結果通知が届き次第提出してください。遅くとも実習の１週間前までの提出をお願いします。<br>＜LoGo フォーム URL（誓約書提出用）＞<br>https://logoform.jp/form/DnDq/1638394<br>※申込時に誓約書の提出は不要です。 |
| （４）インターンシップ実施<br>＜主に８月実施＞ | 指定日時に指定場所へお越しください。 |

7　実習生の身分

実習生は、墨田区の職員としての身分は有しません。

8　服務

⑴　実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければなりません。

⑵　実習生は、実習期間中、墨田区職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、職員課、受入所属の所属長及び実習担当者の指導、指示等に従わなければなりません。

⑶　実習生は、実習を通じて知り得た情報（公開されているものを除く）を漏らしてはいけません。実習終了後も同様です。

⑷　実習生は、実習に関して作成した報告書、論文、SNS 投稿その他これらに類する方法等により実習内容を外部へ発表する場合には、事前に職員課長及び受入所属の所属長の承認を得なければなりません。

⑸　実習生は、事前に職員課長及び受入所属の所属長の承認なく、実習場所、実習中の資料、職員、来庁者その他実習に関する事項を撮影し、録音し、録画し、又は外部に発信してはなりません。

⑹　実習生は、病気等のため、予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ職員課長又は受入所属の所属長にその旨連絡しなければなりません。やむを得ない場合は、事後速やかに職員課長又は受入所属の所属長にその旨連絡するものとします。

9　実習の経費

⑴　実習に係る経費（交通費、食費等）は、全て実習生の負担とします。

⑵　墨田区は、実習生から提供された役務に対する報酬等は支給しません。

10　傷害補償

⑴　実習生は、実習中の事故による怪我等について補償を受けることができる保険に加入し、実習中は自らの責任において対応しなければなりません。

⑵　前項の保険料は、実習生の負担とします。

11　損害賠償責任

⑴　実習生は損害賠償保険に加入し、故意又は過失によって墨田区に損害を与えた場合は、墨田区に対し、その損害を賠償しなければなりません。

⑵　実習生が第三者に与えた損害等に関して、区は一切の責任を負いません。

⑶　実習生が第三者に与えた損害等により、墨田区が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、実習生は当該賠償により、墨田区が被った損害の補填をしなければなりません。

12　実習に関する協力事項

⑴　墨田区は、実習生が実習の目的を達成するために必要な情報の提供に協力するものします。

⑵　実習生は、墨田区が実施するアンケート、意見聴取、報告書提出その他事後確認に協力するよう務めるものとします。

13　実習の中止

職員課長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができます。この場合、職員課長は大学等の代表者に通知します。

⑴　実習生が、本項番８の服務の義務に従わない場合、その他実習を継続することが困難であるとき。

⑵　実習生の心身の状態その他の事情により、実習の継続が困難となったとき。

⑶　実習を継続することにより業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。

⑷　実習の目的を達成することが困難であるとみとめられるとき。

⑸　災害、感染症の流行、交通機関の運行状況、施設管理上の事情その他やむを得ない理由により、実習の実施が困難となったとき。

14　個人情報の取扱

⑴　墨田区は、お預かりした個人情報を、法令に定める場合を除き、原則として本人の同意なくインターンシップ運営以外の目的で使用しません。また、法令に定める場合を除き、本人の同意なく第三者に提供しません。

⑵　採用説明会や採用試験の募集開始など、将来の採用活動に関する案内のために利用することがあります。案内を希望しない場合は、墨田区職員課までご連絡ください。

15　その他

⑴　この要項に定めがない事項又はこの要項の解釈に疑義が生じた事項については、墨田区が別途定めます。

⑵　各職場実習風景等を撮影させていただくことがあります。撮影風景は、今後の採用 PR 活動のため、ホームページ等に掲載する場合がありますので、ご了承ください。

⑶　前項の了承がないことを理由として、受入れの可否、実習内容その他の取扱に不利益を生じさせることはありません。